

○国土交通省令第九十八号

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第二条の規定に基づき、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

国土交通大臣 前田 武志

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「すべての農地及び宅地」を「全ての住宅の用に供されている土地」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。